

## 社会福祉法人あゆみ会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、理事及び評議員を兼務していて開催日が同日の場合はどちらか一方の実費弁償費とする。また役員報酬が月額制の場合、この報酬は適用しない。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長及び業務執行理事が、理事会及び評議員会以外の日以外にも、法人業務及び法人が実施する関連するすべての事業(以下「事業」という。)の運営のために業務をしている場合は、勤務の実態に応じて別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。但し役員報酬が月額制の場合、この報酬は適用せず旅費のみ支給する。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和5年11月20日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

名 称	報酬 実費弁償費
理事会出席報酬等	一回 10,000円 まで
評議員会出席報酬等	一回 10,000円 まで

別表 2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報酬 実費弁償費
理事長並びに業務執行理事業務報酬等	1日 30,000円 まで または 月額 社会的批判を受けない額
理事及び評議員業務報酬等	1日 15,000円 まで
監事監査指導報酬等	1日 15,000円 まで

別表 3 (第6条関係)

名 称	報酬及び旅費
報 酬	1日30,000円まで
旅 費 (交通費、旅費)	実費支給